

はしまなごみスポーツクラブ 規則

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブははしまなごみスポーツクラブ(以下「クラブ」という。

(事務局)

第2条 クラブは、事務局を 羽島市柔剣道道場 小会議室 に置く。

(羽島市竹鼻町丸の内6丁目160番地)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 クラブは、あらゆる年代の会員がいつでも・どこでも・だれでも・いつまでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を提供し、会員相互の親睦を深め、健康の維持・増進を目指す。さらに、羽島市の市民が、「する」「みる」「ささえる」ことでスポーツにかかわり、一層の振興と普及、推進を図ることで、豊かな活力のある地域社会の確立に貢献することを目的とする。

(活動の種目)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次に掲げる種目の活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 成人の健康・体力づくりを図る活動
- (3) 競技スポーツをサポートする活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 羽島市内の総合型地域スポーツクラブ及び体育的活動をサポートする活動

(事業)

第5条 クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種スポーツ教室
- (3) 各種イベント
- (4) 各種研修会・講演会
- (5) 調査研究
- (6) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (7) 学校クラブの支援事業
- (8) その他クラブの目標達成のための必要な事業

第3章 会員

(入会資格)

第6条 クラブに入会できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規約を遵守する。

(入会手続き)

第7条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

(会 費)

第8条 会費の額および納入方法については別に定める。既納の会費は、返還しない。

(会員の権利)

第9条 会員は、クラブの発行する会報の配布を受け、クラブの行うあらゆる事業に参加することができる。

(退会)

第10条 会員で、原則として年度会費を納入しない者は、退会とみなす。

第11条 学校クラブ会員で、原則として参加費を納入しない者は、退会とみなす。更に、退会したい場合には、所定の手続きを行うことで任意に退会することができる。

第4章 役員

(種類および定数)

第12条 クラブには、次の役員を置く。

(1)理事 30名以内

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名
各部会長並びに各部会役員

(2)監事 2名

(理事の職務)

第13条 ①会長は、クラブの会務を統括し、クラブを代表する。

②副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

③理事長は、理事会を招集し、会務を推進する。

④理事は、理事会を構成し、第5条に規定する任にあたる。

(監事の職務)

第14条 監事は、クラブの会務を監査する。

(役員任期)

第15条 ①クラブの役員任期は1年とし、再任は妨げない。

②役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 部長会
- (3) 理事会
- (4) 各部会

(総会)

第17条 総会は次の各号の事項を決議及び承認する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 役員及び監事の承認
- (5) その他クラブの運営に関する事項

(総会の招集)

第18条 ①総会は、毎年1回会長が招集する。臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

②総会は、本クラブ理事の半数の出席をもって成立する。

③学校クラブ総会は、年1回招集する。臨時総会は理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

(総会の議決)

第19条 本クラブの総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(部長会の招集)

第20条 部長会は、理事長が定期的に招集し、事務局長、三部会長をもって構成し、理事会に提出する案件その他重要な事項について審議する。

(理事会の招集)

第21条 理事会は原則毎月1回理事長が招集する。

(部会の招集)

第22条 ①本クラブには、次の部会を設置し、部会長がそれぞれの部会を招集する。

- (1) 総務部会
- (2) 指導部会
- (3) 広報部会

②各部会はそれぞれの具体的な事業を計画し、実施にあたる。

③各部会は、部会長 1名、副部会長 1名及び部員 若干名をもって構成する。

④部長は、部会を総括し、その協議内容を部長会に報告する。

第6章 会計

(経費)

第23条 クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあてる。

(管理)

第24条 クラブの経費は、事務局が管理する。

(会計年度)

第25条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 指導者、会員の責任

(指導者の責任)

第26条 ①本クラブに指導者を置くことができる。

②指導者は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

③年度途中の指導者の委嘱については、指導部会で選考し常任理事会で決定する。

④指導者は、スポーツ指導並びに青少年健全育成に対する熱意を有するものとし、本クラブの主催及び指定する研修会に参加しなければならない。

⑤指導者が、万が一、本クラブの主旨に违背する行為などがあった場合は、指導者協議会(指導部会)の要請により常任理事会の決議をもって除名することができる。

⑥指導者が、万が一、クラブ活動以外の場で社会的に問題がある言動があった場合、本クラブは社会的な責任を負わない。

⑦指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に対して責任を負わない。しかし、傷害等の事故が発生した場合には、緊急対応や情報交流等の適切な対応を行う。

(会員の責任)

第27条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに违背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者等に対して一切損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第28条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。本クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、サポーターメンバーの保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切責任を負わない。

第8章 細則

(輸送)

第29条 中学クラブにおける生徒の送迎については、各クラブの内規によって定める

(細則・慶弔)

第30条 本クラブの役員・理事及び指導者本人死亡の場合、生花1対を献花し、その他の会長の認める場合は、この限りではない。

(その他)

第31条 規定に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、理事会の決議によって定める。

第9章 規約の改正

(規約の改正)

第32条 ①本規約の条項は、総会において改正することができる。
②この規約は、総会出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。
ただし、当分の間は理事会の議決によって改正することができる。

附則

本規約は、平成24年4月1日から施行する。
令和 3年4月1日から施行する。